

豊田市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

豊 田 市 長 様

豊田市補助金等交付規則第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けた処理機器は、適正な使用及び管理を行います。

記

申請者	ふりがな								
	氏 名								
	住 所	〒 ー							
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日							
	電話番号	※昼間に連絡が取れる番号をご記入ください							
補助対象機器	種別	1 生ごみ処理機						個	
		2 生ごみ堆肥化容器						個	
		3 生ごみ減量容器						個	
		4 基材	基材					個	
			ダンボールコンポスト一式					個	
	購入金額(税込)	円						※実際に支払った金額 ポイント利用は含めない	
補助金交付申請額(請求額)		円						※購入金額の2分の1 100円未満切り捨て 上限 30,000円	

私が受領する豊田市生ごみ処理機器購入費補助金について、下記指定口座への振込を依頼します。

振込先口座	金融機関名	銀行 信用金庫 農協					本店 支店 支所			
		金融機関コード					支店番号			
	預金種別	普通当座								
	フリガナ									
	口座名義人	※申請者名義ではない場合は、委任状が必要です。								

【添付書類】 ※裏面に貼付してください。
1 補助対象経費に係る支払証明書(領収書又はレシート)
2 振込先口座を確認することができるもの(口座名義人、口座番号が明記されている通帳等)の写し
※裏面【補助金申請の同意・誓約事項】をお読みのうえ、☐を記入してください。

※申請書類一式は循環型社会推進課(〒470-1202 豊田市渡刈町大明神39-3)に提出してください。

のりしろ

支払証明書・振込先口座の写し を貼付してください。

【補助金申請の同意・誓約事項】 ※☑を記入してください。

申請にあたり、以下の項目について同意・誓約します。

1 国内の販売店・代理店で購入したもので、新品で未使用である。	☐
2 豊田市生ごみ処理機器購入費補助金交付申請を世帯内で初めて行う。 (※ 2回目以降の申請の場合は☑をしないでください。)	☐
3 申請に必要な書類を添付している。 ① 補助対象経費に係る支払証明書(領収書又はレシート) ② 口座名義人、口座番号が明記されている通帳等の写し	☐
4 豊田市税を滞納していない。	☐
5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第6号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものでない。	☐
6 補助金申請に係る経費の収支を明らかにした領収書類、帳簿、通帳等は補助金申請を行った年度の翌年度から5年間保存し、市からの求めがあった場合に提出することに同意する。	☐
7 豊田市が、補助事業の適正な実施を図るため、補助金交付前又は交付後において、生ごみ処理機の使用等に関する調査等(設置場所屋内への入室)を依頼した場合、必ず協力する。	☐
8 補助金受領後に上記の各項目の内容と相違が発生した場合は、交付された補助金全額を市が指定する期日までに返還する。	☐
9 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧や市税の完納状況を確認することに同意する。	☐

☑申請書類提出の前に必ずご確認ください。

☐申請書兼請求書の記入漏れ等はありませんか？

(申請金額の修正は認められませんので、間違えて記入してしまった場合は改めて新しい用紙に記入してください。新しい用紙は市ホームページから印刷することができます。)

☐支払証明書(領収書又はレシート)は貼付しましたか？ → 上部の「のりしろ」に添付してください。
(請求書では証明になりませんのでご注意ください。)

☐振込先口座の写しは貼付しましたか？ → 上部の「のりしろ」に添付してください。

【補助金額等】

補助対象機器 ※1 ※2	補助金額	補助申請回数	購入可能数
1 生ごみ処理機※1	購入価格の2分の1 (消費税含む) 上限 30,000 円	年度内に1回まで	1世帯につき1基まで
2 生ごみ堆肥化容器※1			
3 生ごみ減量容器※1		年度内に2回まで	1世帯につき 最大6個まで
4-①基材			
4-②ダンボールコンポスト 式		年度内に1回まで	1世帯につき 最大3個まで

※1 前回の申請から5年を超えていること

※2 1～4-②を併用した補助申請は可能とする